

平成30年度  
自治会等活動費総合補助金事業  
「申請の手引き」

平成30年3月

一関市まちづくり推進部まちづくり推進課

## = 目 次 =

### 【概要】

- ◇自治会等活動費総合補助金制度の概要 . . . . . 1
- ◇自治会等活動費総合補助金の対象経費【例示】 . . . . . 3
- ◇自治会等活動費総合補助金の対象外経費 . . . . . 5

### 【一般活動】

- ◇自治会等活動費総合補助金事務手続きの流れ . . . . . 7
- ◇一般活動：申請書記載例① . . . . . 8
- ◇一般活動：申請書記載例② . . . . . 11
- ◇一般活動：請求（精算）書記載例① . . . . . 14
- ◇一般活動：請求（精算）書記載例② . . . . . 17

### 【施設整備】

- ◇自治会等活動費総合補助金事務手続きの流れ . . . . . 20
- ◇施設整備：申請書記載例 . . . . . 21
- ◇施設整備：請求（精算）書記載例 . . . . . 24

### 【口座振込調書】

- ◆口座振込調書記載例 . . . . . 27

### 【自治会等登録内容変更届】

- ◆自治会等登録内容変更届記載例 . . . . . 28

# 自治会等活動費総合補助金制度の概要

## 1. 目的

地域の課題は地域で解決するという自治意識を醸成するとともに、地域の実情に応じた活動の展開や地域課題の解決に積極的に取り組む自治会等の育成と活動を支援することを目的としています。

## 2. 補助対象団体 自治会等（次の2つの要件を満たす団体）

- ① 一定区域の住民で組織され、規約や役員、予算を定めて、区域住民の福祉の向上のための地域的な共同活動を広く行う団体。
- ② 市に自治会等登録届を提出した団体。

## 3. 補助対象事業（活動）

区分	補助対象経費	補助率	限度額
一般活動	<p><b>地域づくりに効果が期待される事業（ソフト事業）</b>で、次に掲げる活動に要する経費。</p> <p>○環境、福祉、教育・文化、体育・健康づくり、産業、生活、人材育成に関する活動、その他の活動</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>補助対象外：人件費、食糧費、個人への給付につながる経費、負担金・補助金等、営利目的のための販売物品（P5参照）</p> <p>※自治会連合会組織や自主防災会組織、地域協働体に対する負担金に限り、補助対象とする。</p> </div> <p>○集会施設維持管理経費</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>補助対象：電気代、ガス代、水道代、灯油代、汲取代、借地料、建物共済保険料、消耗品代など施設の維持管理に要する経費</p> </div> <p>※補助金申請の内容が、集会施設の維持管理経費のみとならないこと。</p>	<p><b>3分の2以内</b></p> <p>〔千円未満は切り捨て〕</p>	<p><b>団体毎に設定</b></p> <p>〔集会施設維持管理経費分は上記限度額の40%の額を上限とする〕</p>
施設整備	<p><b>自治会等が設置、管理する集会施設の整備に要する経費</b>で、次に掲げるもの。</p> <p>1 新築、改築、増築、改修</p> <p>2 太陽光発電システムの設置</p>	<p><b>2分の1以内</b></p> <p>〔千円未満は切り捨て〕</p>	<p><b>新築・改築</b> 500万円</p>
	<p>3 排水設備の設置</p>		<p><b>増築・改修</b> 150万円</p> <p>太陽光発電システム 125万円</p> <p><b>排水設備</b> 80万円</p>

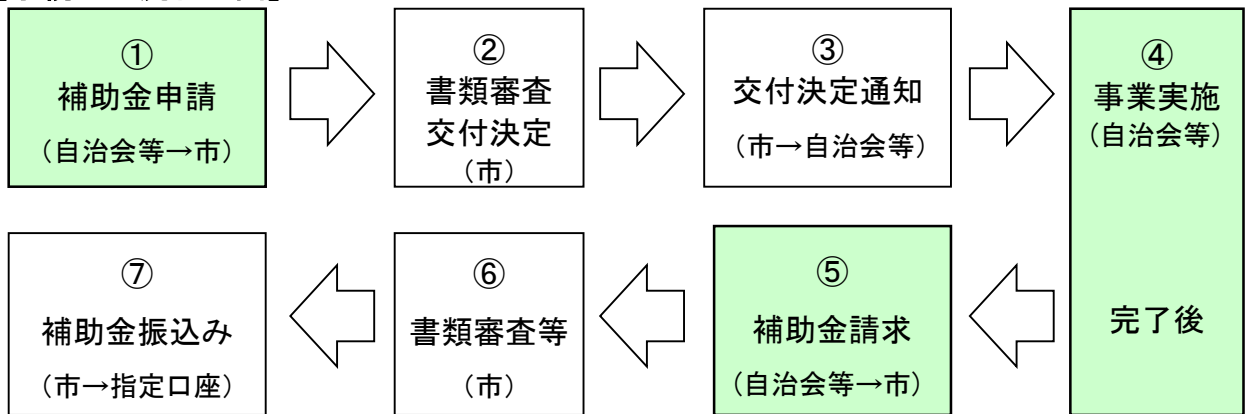
#### 4. 事業実施期間

4月から翌年3月末までの期間（ただし、事業着手は補助金交付決定日以降）

#### 5. 補助金申請手続きの流れ（概要）

- ① 補助金交付申請書の提出（自治会等→市）
- ② 書類内容の審査と補助金の交付決定（市）
- ③ 補助金交付決定通知書（指令書）の交付（市→自治会等）
- ④ 事業実施（自治会等）
- ⑤ 事業完了後、補助金交付請求書の提出（自治会等→市）
- ⑥ 書類内容の審査（市）（事業区分によっては現場確認も行います）
- ⑦ 補助金の交付（市→自治会が指定する口座へ振込み）

#### 【手続きの流れの図】



※ 書類の書き方や補助金に関するご相談等は随時お受けいたします。

#### 【留意事項】

- ・ 国や県、市の他の補助制度と重複して申請はできません。（市を経由して支出される民間の補助金についても同様です。）
- ・ 補助金申請書類は、事業開始前に提出してください。着手（開始）は、補助金交付決定後に行ってください。
- ・ 事業内容に変更（「事業経費が2割を超えて増減するとき※補助金額に増減が生じない場合も含む」、「補助金額の変更」、「事業の中止や廃止」など）が生じたときは、速やかにご連絡ください。
- ・ 事業完了後（支払い等も含めすべて完了した後）は、速やかに補助金請求書類を提出してください。
- ・ 事業完了前に補助金が必要な場合は、前金払請求書を提出していただきます。（前金払いが必要な場合は、ご相談ください。）
- ・ 事業は、年度内にすべて完了し、実績報告しなければなりません。

自治会等活動費総合補助金の対象経費【例示】

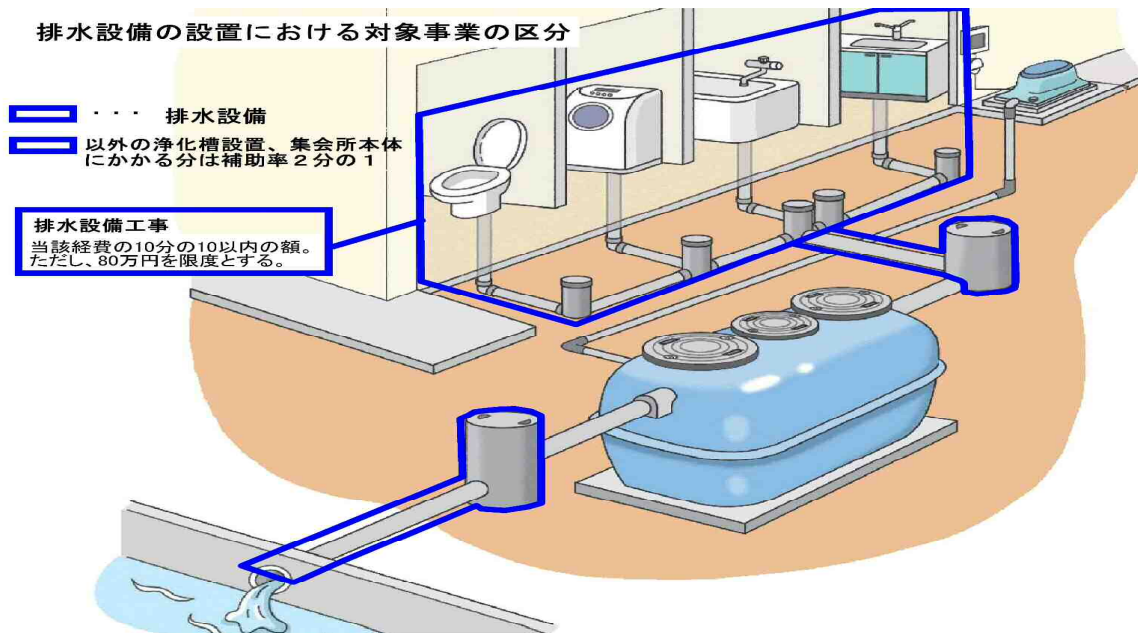
区分	分野別	事業内容	対象経費
一般活動	環境に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路・河川の草刈り</li> <li>・花壇づくり</li> <li>・消毒剤散布</li> <li>・ごみ集積所設置 (ごみ分別勉強会等を伴うもの)</li> </ul>	借上料(草刈機、車両、薬剤散布機等)、燃料、花苗、土、肥料、薬剤、ごみ集積所代(または原材料代)、講師謝金(外部講師に限る)、事業用消耗品等
	福祉に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老会</li> <li>・介護予防教室</li> </ul>	当祝者記念品、会場借上料、事業用消耗品等
	教育・文化に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化祭</li> <li>・講演会</li> </ul>	講師謝金(外部講師に限る)、資料印刷代、事業用消耗品等
	体育・健康づくりに関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会</li> <li>・スポーツ教室</li> </ul>	運動会本部用テント、音響機材借上料、各種スポーツ用具、プログラム印刷代、事業用消耗品等
	産業に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特産品開発研究</li> </ul>	視察用バス借上料、高速代使用料、燃料代、講師謝金(外部講師に限る)、事業用消耗品等
	生活に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災マップ作成</li> <li>・防災訓練・講習会</li> <li>・交通安全教室</li> <li>・会報発行、情報共有</li> </ul>	印刷代、講師謝金(外部講師に限る)、コピー代、掲示板代(または原材料代)、事業用備品及び消耗品等
	人材育成に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視察研修</li> <li>・講演会、講習会</li> </ul>	バス借上料、高速代使用料、燃料代、研修施設入場料、研修代、講師謝金(外部講師に限る)、資料印刷代等
	その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏まつり子供みこし</li> <li>・納涼まつり</li> <li>・盆踊り大会</li> </ul>	本部用テント、借上料(音響機材、発電機、運搬車等)、子供みこし参加料、半纏クリーニング代、事業用備品及び消耗品等
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集会施設維持管理</li> </ul>	電気代、ガス代、水道代、灯油代、敷地借地料、汲取り料、建物共済保険料、施設用消耗品等	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他</li> </ul>	自治会活動保険料、負担金(自治会連合会組織、地域協働体、自主防災組織に対するものに限る)	

※事業内容、対象経費は参考例です。詳しくはお問い合わせください。

自治会等活動費総合補助金の対象経費【例示】

区分	分野別	事業内容	対象経費
施設整備	<p><b>【新築】</b> …現在所有していない自治会が新たに集会施設を建築または取得すること</p> <p><b>【改築】</b> …現在所有している施設を解体して建築、または別の場所に建て直すこと</p> <p><b>【増築】</b> …既存の施設に建て増しをする（床面積を増やす）こと</p> <p><b>【改修】</b> …経年劣化した部分を原状回復するための修理、修繕、または機能を向上するための改造など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集会施設建設</li> <li>・屋根塗装</li> <li>・内装補修</li> <li>・外壁補修</li> <li>・床改修</li> <li>・トイレ改修</li> <li>・バリアフリー化工事</li> <li>・給水工事</li> <li>・畳替え</li> <li>・浄化槽の設置</li> </ul>	集会施設の建築、改修、修繕等の工事費
	太陽光発電システムの設置	太陽光発電システム設置	太陽光発電システム設置に要する経費
	排水設備の設置	<p>一関市公共下水道、農業集落排水又は浄化槽に接続するための排水設備の設置等の工事</p> <p>※下図参照</p>	<p>くみ取り便所を水洗便所に改造するための便器、洗浄用具等の排水設備の設置及びこれに併せて行うその他の排水設備の設置に要する経費</p> <hr/> <p>公共下水道又は農業集落排水の処理区域にあって、設置されている浄化槽を廃止し公共下水道又は農業集落排水に接続するための浄化槽の処理及び排水設備の改造に要する経費</p>

排水設備の設置における対象事業の区分



## 自治会等活動費総合補助金の対象外経費

補助の対象とならないものは次のとおりです。

### ■一般活動費

対象外経費	内容または例	備 考
人件費等	日当、手当、人夫賃、作業労賃等の人件費及び講師謝金	自治会員以外の講師（外部講師）への謝金は対象です。
食糧費	料理代、食事代、飲み物代等	原則対象外です。ただし、自治会主催の河川・道路愛護、花壇づくり活動等の作業時に伴うパン、牛乳、お茶、ジュース程度は対象です。
個人への給付につながる経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等が組織的に行う事業以外の経費</li> <li>・事業終了後に事業に用いた物品等が、個人の所有となるものの経費</li> </ul>	自治会の事業の中で消費するもの又は、事業終了後その所有が自治会に帰属するもの以外は対象外です。ただし、敬老会当祝者への記念品は対象です。
負担金、補助金等	外部組織に対する負担金、自治会内の組織に対する補助金や助成金（自治会連合会組織、自主防災組織、及び地域協働体への負担金は除く。）	自治会が自ら実施する事業ではないため、対象外です。ただし、自治会連合会、自主防災組織、及び地域協働体は、自治会組織を基本に構成された組織であり、公益的な活動に関わるものであるため、これらの組織に対する負担金は対象とします。
営利目的物品等	営利目的のために販売する物品、または物品等の原材料等	営利につながるものへの補助はふさわしくないことから、対象外です。
施設維持管理経費 ※設定限度額を超える分	<ul style="list-style-type: none"> <li>①自治会所有施設の、設定限度額を超える分の維持管理経費</li> <li>②指定管理施設の維持管理経費</li> </ul>	自治会所有の施設にあつては、自治会の当該年度補助金限度額の40%以内の額を設定限度額とし、補助金が受けられます。ただし、指定管理施設については、委託料、施設修繕料、光熱水費など市が維持管理経費を負担している場合は、他の集会施設との均衡を図る上から、原則対象外です。
その他	市長が不相当と認めるもの	

## 自治会等活動費総合補助金の対象外経費

### ■施設整備費

対象外経費	内容または例	備 考
<b>集会施設以外の整備</b>	集会施設本体以外の建築物、土地、備品等の整備に関するもの。	集会所機能に直結する施設本体以外の整備については、対象外です。
<b>自治会所有以外の施設整備</b>	当該自治会の所有でない施設の整備	補助対象は自治会であることから、当該自治会が所有する施設以外に対する補助は、対象外です。  ただし、賃貸借契約において修繕にかかる費用を自治会等が負担する場合は対象です。
<b>その他</b>	市長が不相当と認めるもの	



## 【一般活動】自治会等活動費総合補助金申請手続きの流れ

補助金の申請から交付までの流れと必要書類等は、次のとおりです。

手続き内容	必要書類等
①補助金申請 (自治会等→市)  年度内の事業は一括で申請してください。	補助金申請する場合は、事業実施前に申請を行います。 □提出書類 ・ 補助金交付申請書(様式第1号の1) ・ 事業計画書(様式第2号の1) ・ 収支予算書(様式第3号の1)※見積書の添付をお願いすることがあります。 ・ 口座振込調書(補助金振込み先の口座は団体名義のものに限ります。) □持参いただくもの ・ 印鑑(個人印または自治会等代表者印) ・ 通帳(団体名義のもの。口座振込調書と照合します。)
②書類審査、 交付決定(市)	提出書類を審査し、補助金の交付を決定します。
③交付決定通知 (市→自治会等)	□送付書類 ・ 補助金交付決定通知書(指令書) ・ 補助金交付請求書類一式 (①補助金交付請求(精算)書、②事業実績書、③収支決算書)
④事業実施 (自治会等)	・ 事業の着手(開始)は、補助金交付決定日以降となります。 ・ 事業内容に変更があるときは、変更承認申請が必要となる場合がありますので、変更が生じた際に速やかにお知らせください。 ※ 前金払請求が必要な場合はお申し出ください。交付決定後、請求可能です。
⑤補助金請求 (自治会等→市)  ※事業完了後、速やかに提出してください。	補助金請求は、事業に関わる支払いなど、すべての完了後に行います。 □提出書類 ・ 補助金交付請求(精算)書(様式第5号) ・ 事業実績書(様式第2号の1) ・ 収支決算書(様式第3号の1) ※口座名義が自治会等の名称と相違する場合、委任状をお願いすることがあります。 □添付するもの ・ 領収書の写し(自治会あてのもので、内訳や明細がわかるもの。領収書にレシート等を添付しても可)※支払調書は除きます。 ・ 実施事業に関する資料(写真、案内通知、大会プログラムなど) □持参いただくもの ・ 印鑑(申請時に使用したもの)
⑥書類審査(市)	提出書類に不備がないか審査します。
⑦補助金振込み (市→指定口座)	自治会指定の口座に補助金を振り込みます。 (払込み通知はいたしませんので、通帳でご確認ください。)

一般活動：申請書記載例①

提出年月日を記入

様式第1号の1(別表第2関係)

平成〇年〇月〇日

一関市長 勝部 修 様

登録自治会名を記入

個人印または  
団体代表者印を押印

(申請者)

自治会等名 **なのはな自治会**

代表者氏名 **会長 一関 太郎** 印

住所 〒021-8501

一関市竹山町7-2

(電話 21-2111)

自治会等活動費総合補助金交付申請書

(一般活動)

平成30年度において、自治会等活動費総合補助金事業を実施したいので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり自治会等活動費総合補助金の交付を申請します。

団体に決めた事業の名称

記

1. 事業名                     **地区防災**                     事業

2. 補助金交付申請額           **120,000**           金 円

補助金申請額を記入

※補助金申請額は、自治会ごとに設定された限度額の範囲内での申請となります。

※申請は事前申請です。既に活動を開始したものや終了したものは申請できません。

※事業を計画（または実施）する際は、景観上の問題や土地の所有者との問題、適法性などにご注意ください。また、関係課等と協議が必要なものについては、事前に協議してください。

様式第1号の1に記載した事業名

事業計画(実績)書  
(一般活動)

事業の実施によって、どのような地域をつくりたいかなど、地域づくりの目標について記載してください。

事業の名称	地区防災事業	
事業の目的	地区住民の防災意識を高めるとともに連携を強化し、地域の防災力の向上を図る。	
自治会等名	なのはな自治会	
事業着手及び完了時期	着手	平成30年4月20日
	完了	平成31年2月20日
事業の内容	<p>① 防災講習会</p> <p>日時 6/10(日) 午後1時30分～3時30分</p> <p>参加予定 35人</p> <p>内容 講話、防災資機材使用方法の学習会</p> <p>② 地区防災訓練</p> <p>日時 9/17(祝)、午前10時～正午 参加予定 130人</p> <p>内容 消火訓練、応急手当訓練、炊き出し訓練、避難経路巡り等。</p> <p>③ ひとり暮らし老人・老人世帯訪問</p> <p>日時 12/22(土)、23(日) 参加予定 30人</p> <p>内容 子供会(PTA)と一緒に自治会内の老人宅を訪問。防災マップの確認、防災ラジオ動作確認の見回り等</p>	
事業実施場所	なのはな集会所、なのはな広場	
事業費総額	181,000円	事業費の総額を記入
補助金申請(請求)額	120,000円	補助対象となる経費の2/3以内で千円未満は切り捨て ※限度額以内

事業に取りかかる日  
⇒提出月日以降の日付

活動や支払い等、すべての終了予定日

事業で行う行事名と実施日時、参加予定人数、行事内容などを記入

年度内の行事などをまとめて1事業として申請してください。

様式第3号の1(別表関係)

収支予算(決算)書  
(一般活動・施設整備)

補助対象となる経費の2/3  
以内で千円未満は切り捨て

収入 (単位:円)

項目	金額	備考
自主財源	61,000	自治会より
市補助金	120,000	自治会等活動費総合補助金
		支出合計額と同額
計	181,000	

支出 (単位:円)

活動に要する経費(品目名等)

経費の内訳(見積書等あれば別添可)

項目	金額	備考
消耗品費	7,000	コピー用紙、色上質紙、ペン等
印刷製本費	6,000	資料印刷代、記録用写真代
避難経路看板代	18,000	3箇所
備上げ代	15,000	音響設備一式
備品購入費	125,000	防災資機材一式 (内訳は別添見積書のとおり)
講師謝礼	10,000	講話講師
計	181,000	事業費総額と同額

※記載欄が不足した場合は、適宜、増欄またはコピーするなどしてください。

一般活動：申請書記載例②

提出年月日を記入

様式第1号の1(別表第2関係)

平成〇年〇月〇日

一関市長 勝部 修 様

登録自治会名を記入

個人印または  
団体代表者印を押印

(申請者)

自治会等名 **なのはな自治会**

代表者氏名 **会長 一関 太郎** 印

住所 〒021-8501

**一関市竹山町7-2**

(電話 21-2111)

自治会等活動費総合補助金交付申請書

(一般活動)

平成30年度において、自治会等活動費総合補助金事業を実施したいので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり自治会等活動費総合補助金の交付を申請します。

団体に決めた事業の名称

記

1. 事業名 なのはな自治会地域づくり活動 事業

2. 補助金交付申請額 金 150,000 円

補助金申請額を記入

※補助金申請額は、自治会ごとに設定された限度額の範囲内での申請となります。  
※申請は事前申請です。既に活動を開始したものや終了したものは申請できません。  
※事業を計画(または実施)する際は、景観上の問題や土地の所有者との問題、適法性などにご注意ください。また、関係課等と協議が必要なものについては、事前に協議してください。

様式第1号の1に記載した事業名

事業計画(実績)書  
(一般活動)

事業の実施によって、どのような地域をつくりたいかなど、地域づくりの目標について記載してください。

事業の名称	なのはな自治会地域づくり活動事業	
事業の目的	住民の相互の親睦と融和を図るとともに、安全で明るく住みよい地域づくりを目的とする	
自治会等名	なのはな自治会	
事業着手及び完了時期	着手	平成30年4月10日
	完了	平成31年3月10日
年度内の行事などをまとめて1事業として申請してください。	<p>①環境整備活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内幹線道路草刈り 5月、7月、9月 各20人</li> <li>・花壇づくり 5月～10月 各20人</li> </ul> <p>②地区交流活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏祭り盆踊り大会 8月 120人</li> <li>・地区運動会 10月 80人</li> </ul> <p>③文化・福祉活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区敬老会 9月 40人</li> <li>・地区文化祭 11月 70人</li> </ul> <p>④防災活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炊き出し訓練 10月 50人</li> </ul> <p>⑤集会施設維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費(ガス、水道、電気、灯油)</li> <li>・敷地備上料、建物火災保険</li> </ul>	
事業実施場所	なのはな集会所、なのはな広場ほか地区内	
事業費総額	225,500円	
補助金申請(請求)額	150,000円	

事業にとりかかる日  
⇒提出月日以降の日付

活動や支払い等、すべての終了予定日

活動内容と実施時期、参加予定数などを記入

補助金限度額の40%まで申請することができます。維持管理経費のみの申請はできません。

事業費の総額を記入

補助対象となる経費の2/3以内で千円未満は切り捨て

様式第3号の1(別表関係)

収支予算(決算)書  
(一般活動・施設整備)

補助対象となる経費の2/3  
以内で千円未満は切り捨て

収入 (単位:円)

項目	金額	備考
自主財源	75,500	自治会より
市補助金	150,000	自治会等活動費総合補助金
		支出合計額と同額
計	225,500	

支出 (単位:円)

経費の内容

経費の内訳

項目	金額	備考
環境整備活動	47,500	草刈機借上料 500円×15台×3回、燃料代 8,000円、花苗代 10,000円、肥料・除草剤等 7,000円
地区交流活動	25,000	放送設備借上料 10,000円、消耗品(運動會用具、装飾用材料、賞状用紙、花火等) 15,000円
文化・福祉活動	38,000	記念品 2,000円×15人、消耗品(紙代、インク代等) 5,000円、運搬車借上料 3,000円
防災活動	42,000	炊き出し用器具 37,000円(見積書のとおり) 炊き出し用材料代 5,000円
その他	73,000	自治会活動保険料 15,000円 集会施設維持管理 58,000円(光熱水費、敷地借上料、火災保険)※前年実績
		事業費総額と同額
計	225,500	

※記載欄が不足した場合は、適宜、増欄またはコピーするなどしてください。

# 一般活動：請求（精算）書記載例①

様式第5号(別表第2関係)

一関市長 勝部 修 様

事業完了後に請求

平成 31 年 2 月 28 日

(申請者)

自治会等名 **なのはな自治会**

申請時に使用した印

代表者氏名 **会長 一関太郎** 

住所 〒021-8501

一関市竹山町 7-2

(電話 21-2111)

補助金交付決定通知書（指令書）の交付決定日の日付と指令番号を記入

自治会等活動費総合補助金交付請求（精算）書  
(一般活動・施設整備)

平成〇年〇月〇日付け一関市指令〇第〇〇〇号で補助金の交付の決定の通知があった自治会等活動費総合補助金事業が完了したので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり自治会等活動費総合補助金の交付を請求（精算）します。

記

補助金交付決定額を記入

〔 **地区防災事業** 〕

1 補助金決定額 金 120,000 円  
前金払受領済額 金 0 円  
補助金請求額 金 120,000 円

前金払を受けている場合はその額

補助金交付決定額を記入。前金払を受けている場合は、補助金交付決定額から受領済の前金払額を除いた額を記入

2 補助金の振込先

金融機関名	なのはな銀行		支店名	竹山支店
(フリガナ) 口座名義	ナノハナジチカイ	カイチョウ	イチノセキタロウ	なのはな自治会 会長 一関太郎
口座番号	普通	・ 当座	7654321	

指定の口座は団体名義のものに限ります。  
(※委任状が必要な場合があります。)

※提出書類

- ①事業実績書（様式第2号の1）
- ②収支決算書（様式第3の1）
- ③領収書の写し（自治会あてのもので、内訳や明細がわかるもの）
- ④事業実施に関する資料（写真、案内通知、大会プログラム等）



事業計画(実績)書  
(一般活動)

申請内容と同じ

事業の名称	地区防災事業	
事業の目的	地区住民の防災意識を高めるとともに連携を強化し、地域の防災力の向上を図る。	
自治会等名	なのはな自治会	
事業着手及び完了時期	着手	平成30年4月20日
	完了	平成31年2月20日
事業の内容	<p>実際に行った内容と実績を記入</p> <p>① 防災講習会 日時 6月10日(日)午後1時30分～3時 参加者 43人 内容 講話「普段から心がけておくこと」 ○○防災士 竹山 町子氏 防災資機材の取扱い講習など</p> <p>② 区防災訓練 日時 9月17日(祝)午前10時～午後12時30分 参加者 126人 内容 消火訓練、応急手当訓練、炊き出し訓練、避難経路巡り</p> <p>③ 老人世帯訪問 日時 12月22日(土)23日(日) それぞれ午後3時～5時 参加者 述べ36人 内容 自治会内の老人世帯を訪問し、昨年配布した防災マップを活用し子供たちと確認し合った。あわせて防災ラジオが緊急時に作動するように設置してあるか確認した。</p> <p>《事業の成果》 講習会では、普段からの心がけや、いざという時の各資機材の取り扱い方法について理解を深めた。また、防災訓練では、消火訓練や応急手当訓練のほか、避難経路を確認するなど、子供からお年寄りまで防災意識の向上が図られた。炊き出し訓練は予想以上に時間がかかった。</p>	
事業実施場所	なのはな集会所、なのはな広場	
事業費総額	180,830円	事業費総額を記入
補助金申請(請求)額	120,000円	補助対象となる経費の2/3以内で千円未満は切り捨て

実際に事業にとりかかった日  
⇒交付の決定日以降の日付

活動や支払等のすべてが完了した日

事業の目的に対する効果や、今後の課題等を記載してください

様式第3号の1(別表第2関係)

補助対象となる経費の2/3  
以内で千円未満は切り捨て

収支予算(決算)書  
(一般活動・施設整備)

収入 (単位:円)

項目	金額	備考
自主財源	60,830	自治会より
市補助金	120,000	自治会等活動費総合補助金
計	180,830	支出合計と同額

支出 (単位:円)

項目	金額	備考
消耗品費	6,050	コピー用紙、タイトル用紙代、色上質紙、ペン
印刷製本費	5,880	資料印刷代、記録用写真代
看板代	18,900	3個
設備借上げ代	15,000	音響設備一式(別係内訳のとおり)
備品購入費	125,000	防災資機材(別係内訳のとおり)
講師謝礼	10,000	講話講師
計	180,830	事業費総額と同額

※経費の内訳の記載は、内訳書等の添付によってかえることができます。

# 一般活動：請求（精算）書記載例②

様式第5号(別表第2関係)

一関市長 勝部 修 様

事業完了後  
に請求

平成 31 年 3 月 13 日

(申請者)

自治会等名 **なのはな自治会**

申請時に使用した印

代表者氏名 **会長 一関太郎** 

住所 〒021-8501

一関市竹山町 7-2

(電話 21-2111)

補助金交付決定通知書（指令書）の  
交付決定日の日付と指令番号を記入

自治会等活動費総合補助金交付請求（精算）書

（一般活動・施設整備）

平成〇年〇月〇日付け一関市指令〇第〇〇〇号で補助金の交付の決定の通知があった自治会等活動費総合補助金事業が完了したので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり自治会等活動費総合補助金の交付を請求（精算）します。

	記		
		<b>補助金交付決定額を記入</b>	
〔 <b>なのはな自治会地域づくり活動事業</b> 〕			
1	補助金決定額	金 150,000 円	<b>前金払を受けている場合はその額</b>
	前金払受領済額	金 0 円	
	補助金請求額	金 150,000 円	<b>補助金交付決定額を記入。前金払を受けている場合は、補助金交付決定額から受領済の前金払額を除いた額を記入。</b>
2	補助金の振込先		

金融機関名	なのはな銀行	支店名	竹山支店
(フリガナ) 口座名義	ナノハナジチカイ なのはな自治会	カイチョウ 会長	イチノセキタロウ 一関太郎
口座番号	普通 ・ 当座	7654321	

指定の口座は団体名義のものに限ります。  
(※委任状が必要な場合があります。)

**※提出書類**

- ①事業実績書（様式第2号の1）
- ②収支決算書（様式第3の1）
- ③領収書の写し（自治会あてのもので、内訳や明細がわかるもの）
- ④事業実施に関する資料（写真、案内通知、大会プログラム等）

事業計画(実績)書  
(一般活動)

申請内容と同じ

事業の名称	なのはな自治会地域づくり活動事業	
事業の目的	住民の相互の親睦と融和を図るとともに、安全で明るく住みよい地域づくりを目的とする。	
自治会等名	なのはな自治会	
事業着手及び完了時期	着手	平成30年5月10日
	完了	平成31年3月10日
事業の内容	<p>①環境整備活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内幹線道路草刈り作業             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 5/13、② 7/15、③ 9/16 各 5:30~7:30 参加延べ65人(23、20、22)</li> </ul> </li> <li>・花壇づくり             <ul style="list-style-type: none"> <li>5月~10月 計5回 整地、植栽、除草作業等 参加延べ85人</li> </ul> </li> </ul> <p>②地区交流活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・夏祭り盆踊り大会 8/14 参加 約150人</li> <li>・地区運動会 10/8 参加 約90人</li> </ul> <p>③文化・福祉活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地区敬老会 9/17 参加50人 当祝者15人</li> <li>・地区文化祭 11/3 作品展示、活動発表会など 参加 約80人</li> </ul> <p>④防災活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炊き出し訓練 10/21 11:00~12:30 参加45人</li> </ul> <p>⑤集会施設維持管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費(ガス・水道・電気・灯油) 5月分~2月分</li> <li>・敷地備上料、建物火災保険料</li> </ul> <p>《事業の成果》</p> <p>環境整備活動では、道路環境の保全や美化活動への認識が深まった。 また、交流活動等は参加者からも好評であり、交流・親睦が大いに図られた。</p>	
事業実施場所	なのはな集会所、なのはな広場ほか地区内	
事業費総額	226,050円	事業費総額を記入
補助金申請(請求)額	150,000円	補助対象となる経費の2/3以内で千円未満は切り捨て

実際に事業にとりかかった日  
(交付決定日以降の日付)

活動や支払等のすべてが完了した日

実際に行った内容と実績を記入

事業の目的に対する効果や、今後の課題等を記載してください

様式第3号の1(別表第2関係)

補助対象となる経費の2/3  
以内で千円未満は切り捨て

収支予算(決算)書  
(一般活動・施設整備)

収入 (単位:円)

項目	金額	備考
自主財源	76,050	自治会より
市補助金	150,000	自治会等活動費総合補助金
計	226,050	支出合計と同額

支出 (単位:円)

項目	金額	備考
環境整備活動	47,800	草刈機備上料 500円×39台、燃料代 9,800円、花苗代11,000円、肥料・除草剤 7,500円
地区交流活動	39,800	放送設備備上料10,000円、消耗品(運動會用具、装飾用資材、賞状用紙、花火、紙代)29,800円
文化・福祉活動	38,250	記念品 2,000円×15人、消耗品(紙代、インク代)5,250円、運搬車備上料 3,000円
防災活動	41,200	炊き出し用器具 37,000円、炊き出し用米代 4,200円
その他	59,000	自治会活動保険料 13,750円 集会施設維持管理費 45,250円
計	226,050	事業費総額と同額

※経費の内訳の記載は、内訳書等の添付によってかえることができます。

## 【施設整備】自治会等活動費総合補助金申請手続きの流れ

補助金の申請から交付までの流れと必要書類等は、次のとおりです。

手続き内容	必要書類等
①補助金申請 (自治会等→市)  <b>排水設備設置工事</b> 別途提出書類が必要となります。事前にご相談ください。 ・設計調書(様式第2号の3) ・確約書(様式第2号の4)	補助金申請する場合は、事業実施前に申請を行います。 <input type="checkbox"/> 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付申請書(様式第1号の2)</li> <li>事業計画書(様式第2号の2)</li> <li>収支予算書(様式第3号の1)</li> <li>口座振込調書(補助金振込み先の口座は団体名義のものに限ります。)</li> </ul> <input type="checkbox"/> 添付するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>建築関係図面の写し(新築・改築、増築の場合)</li> <li>建築費(工事費)見積書の写し</li> <li>土地使用契約書の写し(新築・改築、増築の場合)</li> <li>建築確認書の写し(新築・改築および増改築で床面積 10 m<sup>2</sup>以上の場合)</li> <li>写真(工事前の現況が分かるもの)</li> </ul> <input type="checkbox"/> 持参いただくもの <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑(個人印または自治会代表者印)</li> <li>通帳(団体名義のもの。口座振込調書と照合します。)</li> </ul>
②書類審査、 交付決定(市)	提出書類を審査し、補助金の交付を決定します。
③交付決定通知 (市→自治会等)	<input type="checkbox"/> 送付書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付決定通知書(指令書)</li> <li>補助金交付請求書類一式 (①補助金交付請求(精算)書、②事業実績書、③収支決算書)</li> </ul>
④事業実施 (自治会等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業の着手(開始)は、補助金交付決定日以降となります。</li> <li>事業内容や事業費等に変更があるときは、変更承認申請が必要となる場合がありますので、変更が生じた際に速やかにお知らせください。</li> </ul> ※ 前金払請求が必要な場合はお申し出ください。
⑤補助金請求 (自治会等→市)  ※事業完了後、速やかに提出してください。	補助金請求は、事業に関わる支払いなど、すべての完了後に行います。 <input type="checkbox"/> 提出書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>補助金交付請求(精算)書(様式第5号)</li> <li>事業実績書(様式第2号の2)</li> <li>収支決算書(様式第3号の1)</li> </ul> <input type="checkbox"/> 添付するもの <ul style="list-style-type: none"> <li>工事請負契約書の写し(請負額が130万円以下の場合不要)</li> <li>工事着工前および完了後の写真(提出済みの場合再提出は不要)</li> <li>領収書の写し(内訳や明細がわかるものを添付)</li> </ul> <input type="checkbox"/> 持参いただくもの <ul style="list-style-type: none"> <li>印鑑(申請時に使用したもの)</li> </ul>
⑥書類審査(市)	提出書類に不備がないか審査します。
⑦補助金振込み (市→指定口座)	自治会指定の口座に補助金を振り込みます。 (払込み通知はいたしませんので、口座をご確認ください。)

施設整備：申請書記載例

様式第1号の2(別表第2関係)

提出年月日を記入

平成○年○月○日

一関市長 勝部 修 様

(申請者)

自治会等名 **なのはな自治会**

代表者氏名 **会長 一関 太郎** 印

住所 〒021-8501

**一関市竹山町7-2**

(電話 21-2111)

個人印または  
団体代表者印  
を押印

自治会等活動費総合補助金交付申請書

(施設整備)

工事する施設の  
正式名称を記入

平成30年度において、山目地区のなのはな集会所の整備事業を実施したいので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり自治会等活動費総合補助金の交付を申請します。

記

補助金申請額を記入

1 補助金交付申請額 金 462,000 円

2 排水設備設置工事の場合

排水設備指定工事店名

※既に工事を開始したものや完了後の申請はできません。これから工事予定のものについて申請してください。

様式第2号の2(別表関係)

事業計画(実績)書  
(施設整備)

1 施設の名称

工事する施設の  
正式名称を記入

なのはな集会所

2 施設の所在地

工事する施設の所在地

〒021-8501 一関市竹山町10-20

3 工事費総額

工事費総額(見積書金額)を記入

925,000 円

4 工事の内容(いずれかに○)

当てはまる工事内容  
に○をつける

新築・改築・増築・**改修**・太陽光発電システムの設置・排水設備の設置等

5 施設の利用人口及び世帯数

工事する施設の利用状況  
等についてそれぞれ記入

(1) 対象区域内世帯数 90 世帯 人口 370 人

(2) 過去1年間の利用件数※ 130 件、利用人数※ 1,500 人

※ これまで施設がなかった自治会等にあつては、今後の利用見込数をご記入ください。

6 事業期間(着手年月日～完了年月日)

工事の準備を始める日から、工事費の支払いまですべてが完了する予定日を記入

平成30年6月1日 ~ 平成30年7月20日



様式第3号の1(別表第2関係)

補助対象となる経費の1/2  
以内で千円未満は切り捨て

収支予算(決算)書  
(一般活動・施設整備)

収入 (単位:円)

項目	金額	備考
自主財源	463,000	自治会より
市補助金	462,000	自治会等活動費総合補助金
		支出合計額と同額
計	925,000	

支出 (単位:円)

項目	金額	備考
床板張替工事	309,750	内訳は見積書のとおり
外壁補修工事	425,250	内訳は見積書のとおり
屋根塗装工事	190,000	内訳は見積書のとおり
		事業費総額と同額
計	925,000	

※経費の内訳の記載に変えて、見積書等を添付しても構いません。

# 施設整備：請求（精算）書記載例

様式第5号(別表関係)

事業完了後に請求

平成〇年〇月〇日

一関市長 勝部 修 様

(申請者)

自治会等名 **なのはな自治会**

申請時に使用した印

代表者氏名 **会長 一関太郎**

住所 〒021-8501

**一関市竹山町7-2**

(電話 21-2111)

補助金交付決定通知書（指令書）  
の交付決定日の日付と指令番号  
を記入

自治会等活動費総合補助金交付請求（精算）書

(一般活動・施設整備)

平成〇年〇月〇日付け一関市指令〇第〇〇〇号で補助金の交付の決定の通知があった自治会等活動費総合補助金事業が完了したので、一関市補助金交付規則により、関係書類を添えて、次のとおり自治会等活動費総合補助金の交付を請求（精算）します。

	記				
1	補助金決定額	金	462,000	円	補助金交付決定額
	前金払受領済額	金	0	円	前金払いを受けている場合はその額を記入
	補助金請求額	金	462,000	円	補助金交付決定額から前金払受領済額を除いた額を記入
2	補助金の振込先				

金融機関名	<b>なのはな銀行</b>	支店名	<b>竹山支店</b>
(フリガナ) 口座名義	<b>ナノハナジチカイ なのはな自治会</b>	<b>カイチョウ 会長</b>	<b>イチノセキタロウ 一関太郎</b>
口座番号	<b>普通</b> ・ 当座	<b>7654321</b>	

指定の口座は団体名義のものに限ります。  
(※委任状が必要な場合があります。)

- ※添付書類**
- ①事業実績書（様式第2号の2）
  - ②収支決算書（様式第3号の1）
  - ③領収書等の写し（収支決算書記載の支出経費に係る領収書等）
  - ④写真（工事着工前および完了後のもの）
  - ⑤工事請負契約書の写し（請負額が130万円以下の場合不要）

様式第2号の2(別表関係)

事業計画(実績)書  
(施設整備)

1 施設の名称

なのはな集会所

2 施設の所在地

〒021-8501 一関市竹山町10-20

3 工事費総額

工事費総額を記入

925,000 円

4 工事の内容(いずれかに○)

新築・改築・増築・**改修**・太陽光発電システムの設置・排水設備の設置等

5 施設の利用人口及び世帯数

工事した施設の利用状況  
等についてそれぞれ記入

(1) 対象区域内世帯数 90 世帯 人口 370 人

(2) 過去1年間の利用件数※ 130 件、利用人数※ 1,500 人

※ これまで施設がなかった自治会等にあつては、今後の利用見込数をご記入ください。

6 事業期間(着手年月日～完了年月日)

交付決定日以降、工事を発注した日から、工事費の支払いまですべてが完了した日を記入

平成30年6月15日 ~ 平成30年7月10日

様式第3号の1(別表第2関係)

補助対象となる経費の1/2  
以内で千円未満は切り捨て

収支予算(決算)書  
(一般活動・施設整備)

収入 (単位:円)

項目	金額	備考
自主財源	463,000	自治会より
市補助金	462,000	自治会等活動費総合補助金
計	925,000	支出合計額と同額

支出 (単位:円)

項目	金額	備考
床板張替工事	309,750	内訳は見積書のとおり
外壁補修工事	425,250	内訳は見積書のとおり
屋根塗装工事	190,000	内訳は見積書のとおり
計	925,000	事業費総額と同額

※経費の内訳の記載に変えて、見積書等を添付しても構いません。

## 口座振込調書記載例

### 口座振込調書

通帳内容を必ずご確認ください。

1. 口座名義人 \*団体名義の通帳をご利用ください。

**正確な口座名義を記載してください。**

(フリガナ)

名義人名 ナノハナジチカイ カイチョウ イチノセキ タロウ  
なのはな自治会 会長 一関 太郎

2. 口座名義人住所・電話番号

**名義人の住所・電話番号を記入してください。**

郵便番号 〒 021-8501

住所 一関市竹山町 7-2 (TEL21-2111)

3. 金融機関名

なのはな 銀行 / 農協  
信金 / 労金 竹山 本店  
支店

4. 口座番号

**通帳を確認して正確に記入してください。**

普通・当座 7654321

\*以下、連絡先が口座名義人住所と違う場合にご記入ください。

5. 口座振込連絡先

郵便番号 〒 —

住所 一関市 (TEL )

# 自治会等登録内容変更届記載例

(代表者・規約などに変更があった場合提出してください)

自治会等登録内容変更届

年 月 日

一関市長 勝部 修 様

団 体 名 なのはな自治会

届出人氏名 一関 太郎

(印は不要です)

次のとおり変更しましたので届出します。

前任・新任どちらの代表者でもかまいません

## 1. 団体の代表者等の変更

前任者	フリガナ	やまだ じろう
	氏 名	会長 山田 次郎
	住所及び 電話番号	〒021-8501 一関市竹山町7-1 電話 21-8671
新任者	フリガナ	いちのせき たろう
	氏 名	会長 一関 太郎
	住所及び 電話番号	〒021-8501 一関市竹山町7-2 電話21-2111
	就任年月日	平成30年4月1日

※連絡先が変更する場合は、2の連絡先の変更についてもご記入ください。

## 2. 連絡先の変更

変更後の 連絡先	フリガナ	
	氏 名	
	住所及び 電話番号	〒 電話
	変更年月日	

## 3. その他の変更 (変更箇所名及びその内容をご記入ください。)

変更前	
変更後	代表者変更 ・ 規約改正有(※規約添付)